

申請をする前に下の項目の用途・運用では使えませんので確認してください。

1.簡易な事務又は個人的用務を行うために開設するものであって次に掲げるものに該当しないものであること。

(1)電気通信業務を行うことを目的として開設するもの。(電気通信事業用)

(2)船舶又は航空機の安全航行を確保することを目的として開設するもの(船舶・航空用)

(3)主として海上又は上空で使用すること目的として開設するもの(船舶・航空用)

(ただし、防波堤若しくはこれに準ずる外壁施設の内側の水域又は船舶内のみにおいて使用するものを除く)

(4)鉄道用若しくは軌道用客車又は貨車、索道用機器又は一般乗合旅客自動車の安全運行を確保することを主たる目的として開設するもの(鉄道・バス用)

(5)専ら天災地変その他非常の事態に際し、人命及び財産保全又は治安の維持を確保することを目的として開設するもの(消防・防災・警備用)

(6)防衛、警察、海上保安、検察、入国管理、公安調査、税関、検疫、麻薬取締り又は防災の業務の遂行を確保することを目的として開設するもの。

(7)航空運送事業の用に供する航空機内において使用することを目的として開設するもの

(8)水防、道路、消防又は気象業務の遂行を確保することを主たる目的として開設するもの

## 2.運用上の注意

(1)通信相手は免許人所属の簡易無線局となります。他の会社の無線局と通話したり、無線機の貸し借りは禁止されています。

(2)用途が簡易な業務用ですので、レジャー目的での開設やアマチュア無線の様な通話はできません。

(3)1回の通話時間は、5分をこえてはならないものとし、1回の通話を終了したあとにおいては、1分以上経過したあとでなければ再び通話を行うことはできません。